

# 調 査 の 概 要

## 1 調査の目的

学校に関する基本的事項を調査し、学校教育行政上の基礎資料を得ることを目的とする。

## 2 調査の対象

学校教育法第 1 条に定める幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び第 124 条に定める専修学校並びに第 134 条に定める各種学校である。

## 3 調査期日

平成 21 年 5 月 1 日現在

## 4 調査の種類、調査事項及び報告義務者

調査の種類	主 要 調 査 事 項	報告義務者
学 校 調 査	学校数、学級数、在籍者数、教職員数、入学者数及び卒業生数等	学校長・園長
学 校 通 信 教 育 調 査	学校数、生徒数、教職員数、入学者数及び卒業生数等	学 校 長
卒 業 後 の 状 況 調 査	中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校（中学部・高等部） 卒業生の進学及び就職状況	同 上
不 就 学 学 齢 児 童 生 徒 調 査	就学免除者、就学猶予者及び 1 年以上居所不明者数、平成 20 年度間 の死亡者数等	区 市 町 村 教 育 委 員 会
学 校 施 設 調 査	私立学校及び公立専修・各種学校の土地、建物の面積等	私立学校設置者 及 び 学 校 長

## 5 調査方法及び調査系統

(1) 全数調査で自計調査により行った。

(2) 学校(園)からの回答は、電子調査票収集システムによるオンライン回答及び紙調査票の報告による。

